

雇用保険法第33条の正当な理由のある離職者に関するお知らせ
配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため転居したことにより離職された方の取扱いについてお知らせします。

令和5年4月1日以降に、以下の理由により離職された方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けないこととしました。

＜「特定理由離職者」となる方＞

配偶者（※）から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した方

（※）婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行が確認できた場合に限ります。

住所または居所を移転したことの確認は、住民票（住民票記載事項証明書）や運転免許証、マイナンバーカード、その他（転居前、転居後の住所と転居した日がわかる書類）の書類の提出が必要です。

詳細は、お住まいの地域を管轄するハローワークへお問い合わせください。

(表面)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）

(フリガナ) 氏名(※1)		男・女
生年月日	年	月 日
転居日	年	月 日
転居前住居所		
転居後住居所 (※2)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※3) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号		
婦人相談員(※4) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号		
受付日 年 月 日		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、雇用保険制度において特定理由離職者となる離職理由に該当する旨の申立に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所(※5)の名称

代表者氏名

印

所在地、電話番号

雇用保険被保険者番号(※6)	—	—
----------------	---	---

(裏面)

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた」者とする。
- ※2 公共職業安定所から連絡を取ることが可能な転居後の現住居所（関係機関でも可）を記入すること。
- ※3 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※4 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。
- ※5 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※6 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、雇用保険被保険者番号については本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
- 3 この証明書の用途は、雇用保険制度において特定理由離職者となる離職理由に該当する旨の申立に使用する場合に限る。
- 4 3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に現住居所を管轄する公共職業安定所に確認すること。
- 5 公共職業安定所においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。